

会 議 録

会議の名称	平成26年5月26日 定例会	
開催日時	午前 9時07分 平成26年5月26日（月） ～ 午前 9時54分	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、田中市長公室長、小林総務部長兼危機管理監、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課） 目崎健康づくり部次長兼健康づくり課長 （事務局） 神田市長公室次長兼政策企画課長、同課政策企画係芦原主任、稲葉秘書課長	
会議内容	（1）平成26年第2回朝霞市議会定例会提出議案について	
会議資料	（1）平成26年第2回朝霞市議会定例会提出議案	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

（１）平成２６年第２回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第３３号 専決処分の承認を求めることについて

（小林総務部長兼危機管理監）

- ・本件については、地方税法の一部を改正する法律が、去る３月３１日に公布されたことに伴い、朝霞市税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。
- ・改正内容については、耐震改修が行われた病院、旅館等の大規模な既存施設の耐震改修に係る減額措置が創設されたことから、新たに規定するほか、優良住宅の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例措置を平成２９年度まで延長するものなどである。この内容について、朝霞市に対する影響は特にない。

[質疑等]

なし

議案第３４号 専決処分の承認を求めることについて

（小林総務部長兼危機管理監）

- ・議案第３３号と同様、地方税法の一部を改正する法律で朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、その承認を求めるものである。
- ・改正内容については、課税標準の特例措置について条例の引用条項の削除・追加されたことに伴い、各引用条項の繰り下げ・繰上げなど整備を行うものである。特に朝霞市に影響はない。

[質疑等]

なし

議案第３５号 専決処分の承認を求めることについて

（薮塚健康づくり部長）

- ・去る３月３１日に専決処分をした朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その承認を求めるものである。
- ・専決処分の内容については、平成２６年度税制改正に伴い国民健康保険税軽減措置の拡充が図られることとなったことにより改正を行ったもので、課税事務に支障を来さぬよう４月１日から適用する必要がある、専決処分を行ったものである。
- ・改正内容については、所得が一定基準以下の場合、均等割、平等割が軽減される国民健康保険税の７割、５割、２割の軽減措置の内、５割軽減については、対象となる軽減判定所得の算定にお

ける被保険者の数に世帯主を含め、単身世帯においても軽減対象世帯とすることとし、2割軽減については、軽減判定の算定における被保険者の数に乘すべき金額を35万円から45万円に上げるもので、軽減世帯の拡充を図るものである。

- ・改正の影響については、約900世帯で軽減が拡充されるものである。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・どの程度の影響があるのか。また、その内訳は。

(藪塚健康づくり部長)

- ・現在のところ、平成25年度本算定での数値を用いた比較、推計となりますが、平成25年度本算定時の5割、2割の軽減世帯数が2,508世帯から、改正後では3,397世帯で、この制度改正により新規の軽減対象は889世帯と推計している。影響額としては、4,012万7,851円から6,580万2,031円で、2,567万4,180円の軽減拡充となるものと推計している。

議案第36号 平成26年度朝霞市一般会計補正予算(第1号)

(小林総務部長兼危機管理監)

- ・平成26年度朝霞市一般会計補正予算第1号について、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億753万3,000円の増額で、これを含めた累計額は359億1,753万3,000円となっている。
- ・今回の補正については、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度システム整備費及び健康増進センターに係るプール事故防止等検討委員会設置に関する経費、さらに公共工事設計労務単価の上昇に伴い、負債積算を行った結果によるもの、この三つの要素により構成をされている。
- ・継続費補正については、先ほど申し上げた公共工事設計労務単価の上昇によるもので、庁舎施設耐震化事業及び浜崎放課後児童クラブ保育室建設事業について継続費の補正をするものである。
- ・地方債補正については、同じく二点についての額の変更に伴う、地方債の内容の補正を行うもの。
- ・国庫支出金については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新たに計上することにより、2,308万3,000円を増額している。
- ・繰入金は、財政調整基金繰入金を増額することにより、6,305万円増額している。なお、補正後の財政調整基金の残高は、3億6,881万8,000円となる。
- ・市債については、浜崎放課後児童クラブ保育室建設事業債などを増額することにより、2,140万円の増額となっている。
- ・歳出に移り、総務費について、電算管理事業については、税番号制度に伴う電算システム改造委託が2,621万円。衛生費については、プール事故防止等検討委員会委員の報酬等で、

25万5,000円を計上している。その他の工事については、公共工事設計労務単価の上昇に伴うもので、総務費においては、庁舎施設耐震化事業が対象となっている。

- ・民生費については、浜崎放課後児童クラブ保育室建設工事を増額し、衛生費については、ごみ焼却処理施設運転管理委託料などを、光熱水費と燃料費から流用して契約締結したことから補正を行うもので、クリーンセンター維持管理事業が対象となっている。また、可燃ごみ事業の燃料費についても補正となる。
- ・農林水産業費については、既存農園整備工事、市民農園の事業についての補正を行うものである。
- ・土木費については、公園管理事業、公園施設長寿命化計画策定事業、児童遊園管理事業に係る経費をそれぞれ増額している。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・公園については、なぜ増額となるのか。

(柳原都市建設部長)

- ・公共工事設計労務単価が上がることによる増額である。

議案第37号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

(小林総務部長兼危機管理監)

- ・この条例については、議案第36号で専決したものについては4月1日から施行する必要があったため専決したが、それ以外についての地方税法の改正を伴うものとして、新たに改正をするものである。
- ・改正内容としては、新たに地方法人税法が創設され法人市民税の法人税割税率の引き下げを行う。また、原動付自転車、二輪の軽自動車等に係る標準税率を引き上げ、三輪以上の軽自動車に対して新たに重課税率を課すこととなる。さらに、今回の改正との均衡を踏まえ、小型特殊自動車の標準税率を改正するものである。
- ・このほか、公的年金等の所得に係る個人市民税の特別徴収について、年間の特別徴収額の平準化を図るほか、対象者が市外に転出した場合に一定の要件のもと特別徴収を継続する内容のものである。
- ・これらの改正のうち、法人市民税の税率の引き下げについては平成26年10月1日から、軽自動車税の税率の引き上げについては平成27年4月1日から、三輪以上の軽自動車に対する重課税率については平成28年4月1日から、公的年金に係る特別徴収の改正については、平成28年10月1日から施行、と段階的に施行するものである。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・地方法人税について詳細が知りたい。

(小林総務部長兼危機管理監)

- ・消費税率が上がったことにより、法人市民税を引き下げ、新たに国税として創設される地方法人税の税収全額を地方交付税の原資とし、地方に配分するというものである。法人市民税の減額による本市への影響としては、平成27年が6,000万円、平成28年は1億2,600万円の減収を見込んでいる。

(富岡市長)

- ・その他の影響は。

(小林総務部長兼危機管理監)

- ・原動付自転車、二輪の軽自動車等に係る標準税率の引き上げがある。原動付自転車は、1,000円から2,000円、自家用の軽自動車は7,200円から1万800円となることで、合計して1,280万円の増収となる見込み。14年以上経過した3輪以上の軽自動車等については、重課税として20パーセントが加算され、これについては100万円程度の増額となる。

議案第38号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(薮塚健康づくり部長)

- ・地方税法の一部改正に伴い、行政手続条例の適用除外規定の見直しを行うほか、金融所得課税の一体化等の見直しにより条文を整理するものである。
- ・内容については、行政手続条例の適用除外見直しでは、国税におけるすべての処分について、原則として理由附記を行うこととなっており、国民健康保険税に関する処分についても、行政手続条例の適用を見直し、当該処分に係る理由を提示することに改めるものである。
- ・金融所得課税の一体化等の見直しでは、1点目に、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整備。2点目に、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う、所要の規定の整備。「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を新設したことに伴い規定を新設。3点目に、「条約適用配当等」に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整備。4点目に、その他、法令では国民健康保険税については独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、削除するもの。以上、金融所得課税の一体化等の見直しについては、4点を改めるものである。
- ・なお、施行期日については、行政手続条例の適用除外の見直しについては公布の日から、金融所得課税の一体化の見直しについては、3点目の条約適用配当等に関しては平成28年1月1日から、その他の項目については、平成29年1月1日の施行とする。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・影響はあるのか。

(薮塚健康づくり部長)

- ・一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例であるが、課税標準について、損益通算できる内訳についての実態把握が難しいため、影響についての把握が困難である。また、条例適用についても同様に困難である。

議案第39号 朝霞市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(小林危機管理管)

- ・改正内容については、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正されたことに伴い、退職報奨金支給額の引き上げを行うものである。引上げ額は、一律5万円である。
- ・改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・現行の額に、5万円がプラスされるということか。

(小林総務部長兼危機管理監)

- ・現行の額に5万円がプラスされるものである。

議案第40号 朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

(佐藤市民環境部長)

- ・改正内容については、墓地等の経営の許可等について、設置場所や施設の基準を強化するとともに立入調査、勧告、公共の規定について、新たに制定するものである。
- ・参考資料の新旧対照表、改正後の第3条経営者の基準については、墓地等の経営者の基準を強化するもので、第3号において、現行では市内に登録された主たる事務所を有するものとしていたものを、市内における宗教活動の継続性を確認するため、主たる事務所を3年以上有すること、と改めた。
- ・第11条設置場所の基準について、第1号において、河川の区域を明確にするとともに、ただし書きについては、事務処理要領で規定していた規定を条例に盛り込むものである。
- ・第2号については、公共の福祉の観点から悪影響を及ぼすことが容易に想定できる施設等について規定するものである。
- ・第3号については、他市の例を参考とし、火葬場については従来100メートルであったものを300メートルとするものである。
- ・第6号については、敷地に接する道路の幅員について、他市を参考として、朝霞市の開設行為に

係る道路の幅員規模に合わせ、4メートル以上から6メートル以上と改正するものである。

- ・第7号については、事務処理要領に規定しているものを盛り込むものである。
- ・第12条については、墓地の敷地内の通路の幅員について、他市を参考とし、車椅子等での通行に配慮し、現在1メートル以上となっているものを、1.2メートル以上とするものである。
- ・第17条から19条については、立入調査、勧告、公表について新たに規定するものである。
- ・第17条については、現在立入調査の権限がないため、墓地または納骨堂に立入らせ、施設、帳簿、書類等を調査することができる旨を規定するものである。
- ・第18条については、経営の許可を受けたものが、墓地等の施設の基準等に違反した場合、期限を定めて必要な処置を講ずるよう、勧告することができる旨を規定するものである。
- ・第19条においては、第18条の規定により勧告を受けたものが勧告に従わないときは、意見を述べる等の機会を与えた上で、その旨を公表することができる旨を規定するものである。
- ・平成26年8月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第41号 朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例

(薮塚健康づくり部長)

- ・去る4月22日に健康増進センターのリハビリプールで発生した死亡事故について、事故原因の究明や経過を検証するとともに、再発防止に向けた方策の提言を行うことを主な事務とする、朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会を市の附属機関として設置するものである。
- ・所掌事務としては、①死亡事故の原因、経過、発生状況及び救護措置、②市の対応、指定管理者の対応、③事故防止、④その他、市長が必要と認めること、とする。
- ・組織は、プール運営管理の専門家、弁護士など法的な専門家、医師など医学的な専門家の3人とし、再発防止に向けた方策の提言を行うまでの期間、設置するものとする。
- ・また、条例を議会承認いただいたのち、7月上旬に、ただちに会議を開催する。回数としては、合計4、5回を予定している。委員の日程の許す限り、集中して審議を行い、9月には取りまとめを行いたいと考えている。
- ・予算については、委員3人の報酬と費用弁償を、5回分計上している。

(神田市長公室次長兼政策企画課長)

- ・本議案については、新規条例であることから、先週行われた政策調整会議において審議したところである。審議内容については、市長公室長より報告する。

(田中市長公室長)

- ・去る5月19日に行われた政策調整会議での質疑の内容について報告する。
- ・委員構成について、プールの運営管理に関する知識を有する者とあるがどのような者かとの質疑

については、公益財団法人日本プールアメニティ協会の方をお願いしている。また、法的な事項に関する知識を有する者、については弁護士の先生をお願いしている。この二方については、ふじみ野市のプール事故を担当した実績がある方である。医学的な事項に関する知識を有する者、については、国立障害者リハビリテーションセンターの医院長をお願いする方向で調整している。

- ・検討委員会と、プロジェクトチームとの関係についての質疑では、プロジェクトチームについては、事故原因の究明、再発防止対策を検証するための調査資料を作成することを目的としている。この調査資料が作成された段階で、検討委員会に報告し、資料として提出する。
- ・医学的な事項に関する知識を有する者を入れる意図は、との質疑については、今回事故に遭われた方は病気をお持ちの方だったという点に着目して、今後リハビリプールの利用をどうしていくかとの観点で、事故防止対策をたてる上で重要であるとのことで、専門のリハビリ関係の知識のある方をお願いするとのことである。
- ・検討委員会の会議は公開か、との質疑については、基本的には市の会議公開指針に基づいて運営するので、個人情報等に係る部分については非公開となる可能性もある。
- ・指定管理者を会議に呼ぶことがあるかどうか、については、条例案は委員以外の者の出席を求めることができるとしているので、第三者や専門家、指定管理者、プロジェクトチーム等、必要があれば出席することも想定している。

[質疑等]

なし

議案第42号 財産の取得について

(小林総務部長兼危機管理監)

- ・取得する財産としては、消防団デジタル無線通信設備である。
- ・内容としては、車載型無線機を10台、携帯型無線機を12台、相手方の送信を受ける受令機を11台購入するもの。
- ・契約金額は2,592万円、契約方法は指名競争入札、契約の相手は扶桑電通株式会社である。指名競争入札は、去る7月17日に行い、7社指名のうち、2社が応札し5社が辞退となった。

[質疑等]

なし

議案第43号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて

(内田監査委員事務局長)

- ・地方税法第423条第2項の規定に基づく固定資産評価審査委員会委員のうち、本見由男氏の任期が本年6月28日を持って3年間の委員期間が満了となることから、新たに、橋本正彦氏を委員に選任いたしたく、ここに提案する次第である。

- ・個人の経歴について添付しているが、公職歴について追加する部分が生じたため、この後至急差替えを行う。

[質疑等]

なし

【閉会】